

3. 建設機械施工技士の処遇

この技術検定試験に合格し、合格証明書交付申請手続きを済ませると、国土交通大臣から「技術検定合格証明書」が交付され、「1級又は2級建設機械施工技士」の国家資格が取得できます。

- (1) 1級建設機械施工技士は、建設工事の建設機械化施工において、各種建設機械の運転技術者及び施工技術を有する者として指導監督的実務に従事する。また、指定建設業（特定建設業の土木工事業、舗装工事業）の営業所の専任技術者及び工事現場の管理技術者の資格要件となっております。
- (2) 2級建設機械施工技士は、トラクター系、ショベル系、モータ・グレーダ、締固め、舗装用、基礎工事に用いる6種別に分かれ、それぞれの機種別の運転技術者、一般建設業の現場の主任技術者として施工管理を行うことができます。

表3-1 専任の技術者となれる許可業種及び主任技術者・監理技術者の区分

区 分	適応業種と技術者	備 考
1級建設機械施工技士	特定建設業のうち土木工事業（指定建設業）とび・土工事業、舗装工事業（指定建設業）の専任の技術者	建設業法第15条第2号建設省告示第1317号 (昭和63.6.6)
	上記業種の建設工事における監理技術者	
1級及び2級建設機械施工技士	一般建設業のうち土木工事業、とび・土工事業、舗装工事業の専任の技術者	建設業法第7条第2号建設省告示第352号 (昭和47.3.8)
	上記業種の建設工事における主任技術者	

- (3) 経営事項審査において、1級建設機械施工技士は5点、2級建設機械施工技士は2点として評価されます。
- (4) 厚生労働省が行っている各種技能講習等に関しては、該当する講習の受講義務が免除され（詳細は技能講習規定等を参照して下さい。）労働安全衛生法第45条第2項に規定する車両系建設機械の特定自主検査者（表3-2）及び労働安全衛生法第76条第1項に規定する車両系建設機械と不整地運搬車の運転技能講習修了者と同等の資格（表3-3）が得られるほか、技能講習等の一部が免除されます。

表3-2 建設機械施工技士の労働安全衛生法に定める特定自主検査者との関係

区 分		事業内検査者の資格種類				
		車両系建設機械 (整地・運搬・積込み 用・掘削用及び解体用)	車両系 建設機械(締 固め用)	車両系 建設機械 (基礎工用)	車両系建設機 械(コンクリ ート打設用)	高所 作業車
1級建設機械施工技士						
2級建設機械 施工技士	第1種					
	第2種					
	第3種					
	第4種					
	第5種					
	第6種					

注) 印は、有資格者、 印は、検査者として必要な講習科目を一部免除

表3-3 建設機械施工技士の労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係

区 分		技 能 講 習 の 種 類							
		運 転 技 能 講 習							地山の掘 削作業主 任者
		車両系建設機械 (整地・運搬・積 込み用・掘削用)	車両系建設機械 (基礎工用)	車 両 系 建設機械 (解体用)	不 整 地 運 搬車	高所 作業 車	ショベ ルロー ダ等	小形移動式 クレーン	
1級建設機械施 工技士		ただし、2級の第 1種又は第2種に 相当する操作施 工法を選択した 者	ただし、2級 の第6種に相 当する操作施 工法を選択し た者	ただし、2級 の第2種に 相当する操 作施工法を 選択した者	ただし、2級 の第1種に 相当する操 作施工法を 選択した者			ただし、2 級の第2種 又は第6種 に相当する 操作施工法 を選択した 者	ただし、2級 の第1種又 は第2種に 相当する操 作施工法を 選択した者
		上記以外の者	上記以外の者	上記以外の者	上記以外の者				
2級建 設機械 施工技 士	第1種							×	
	第2種								
	第3種							×	
	第4種							×	×
	第5種							×	×
	第6種								×

注) 印は、有資格者、 印は、必要な講習科目を一部免除、 ×印は、免除なし